

第4章



保存活用に向けた課題

第4章のサイトマップ

1. 保存管理の現状と課題

(1) 保存管理の現状

- ①概要
- ②史跡の諸要素の現状

(2) 保存に関する課題

- ①遺構等に関する学術的調査の必要性
- ②遺構等の保存状況
- ③植生の影響

2. 活用の現状と課題

(1) 活用の現状

- ①公開の現状
- ②活用の現状

(2) 活用に関する課題

- ①史跡公開前の活用
- ②学校教育との連携
- ③地域住民の方々との連携と周辺地域の活性化

3. 整備の現状と課題

(1) 整備の現状

(2) 「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」における整備の基本的な考え方

(3) 整備に関する課題

- ①主として保存を目的とした整備の課題
- ②主として活用を目的とした整備の課題

4. 運営・体制の現状と課題

(1) 運営・体制の現状

(2) 運営・体制に関する課題

5. 史跡指定地外の現状と課題

(1) 現状

(2) 課題

- ①遺跡および歴史的建造物調査の実施
- ②石神井川の活用
- ③隣接地域に残る関係遺構・建造物との連携

第4章 保存活用に向けた課題

1. 保存管理の現状と課題

(1) 保存管理の現状

①概要

史跡指定地は現在、公園として未整備であること、および遺構群の保存のため加賀公園部分を除き閉鎖管理を実施している。現在は、区内関係各課と連携を取りながら、歴史的建造物や遺構群の機械警備等による日常的な管理や、植栽の剪定、除草、建造物内の清掃等の維持管理を実施している。

②史跡の諸要素の現状

第2章3(5)「構成要素の現状」の通り、史跡指定地内外の構成要素の中には、発射場や建造物の増改築など、戦後になって改変や撤去された構成要素もある。

また現存する構成要素の中には、爆薬製造実験室(80頁参照)や銃器庫(82頁参照)、弾道管(90頁参照)等、コンクリートの中性化対策など保存方法について検討を要するものや、爆薬理学試験室(117頁参照)や物理試験室(122頁参照)のように、耐震補強を含む保存修理を実施する必要がある建造物も存在する。

(2) 保存に関する課題

①遺構等に関する学術的調査の必要性

史跡指定地内の諸要素の中には、以下のように全体の構造等の調査が十分ではない要素がある。

- ・遺構・歴史的建造物の構造…加賀公園に遺存する射塚は現在下方部が埋蔵されている。また隠蔽式発射場の射塚については、遺存の確認が必要である。
- ・史料的制約…史跡指定地内の東京第二陸軍造兵廠時代の建造物の建築年代や改変等の履歴については、全国的に旧軍関係の史料が多く残存していない状況から、十分に把握し切れない点がある。



下方部が埋蔵している射塚

上記以外にも、近世における加賀藩下屋敷の景観の問題などの調査課題があるため、今後も試掘調査や文献調査など学術的な調査研究を継続的に実施することが必要である。

②遺構等の保存状況

史跡指定地内の諸要素は、史跡の本質的価値を後世に継承するため適切な方法で保存することが重要であり、そのためには今後の計画策定や設計の段階で、建築史等の専門家と協議を行い、最適な保存方法を検討する必要がある。特にコンクリートの中性化対策や耐震補強等の保存修理が必要な建造物が現存するため、それらの適切な保存方法や技術に検討する。

また、当史跡は遺構のみならず、歴史的建造物も多く現存することに特徴があるが、それらの中には、現在の耐震強度の基準を満たしていない建物もある。これらは、文化財としての保存はもちろん、展示施設等として活用することも想定されるため、保存方法と併せて、文化財修復の原則を遵守しながら、公開活用に堪える耐震補強工事の実施方法を検討する。

文化財修復については、文化庁文化財部記念物課監修『史跡等整備のてびきー保存と活用のためにー』（2005年）に掲載の「真実性（オーセンティシティ）の保持」を基本原則とする。

③植生の影響

加賀公園の築山頂上部は史跡指定地を俯瞰でき、史跡の本質的価値の構成要素を確認する上で最適の場所であるが、現状は築山周囲の樹木の繁茂により眺望が阻害されているため、景観上影響のない程度の伐採を検討する必要がある。また弾道管（90頁参照）、燃焼実験室（85頁参照）や物理試験室（122頁参照）には外壁部分につる状植物が繁茂しており、遺構の劣化の原因となることから、定期的な維持管理が必要である。

平成28年度史跡指定地内に植生する樹木の位置等を調査したが、今後、樹種や樹齢等を把握し、整備基本計画以降の計画・設計に反映させる。



築山頂上部からの眺望



つる状植物の繁茂

2. 活用の現状と課題

(1) 活用の現状

①公開の現状

史跡指定地のうち、加賀公園は昭和46年(1971)より区立公園として開放されているが、それ以外の部分は現在閉鎖管理を行っているため非公開である。一方、加賀公園内には、近世の加賀藩下屋敷時代の遺構である築山や露天式発射場の的である射塚、軽便鉄道軌道敷などが現存しており、解説板を設置して日常的に公開している。

一方で、加賀公園以外の史跡指定地については、区教育委員会の事業として火薬製造所をテーマにした文化財講座を実施するなど、史跡を限定的に公開している。文化財講座は、これまで平成28年度に1回、平成30年度に2回実施し、旧野口研究所跡地や旧理化学研究所跡地の内部を見学している。両年度とも定員を超える参加申込みがあり、当史跡に対する関心の高さが窺われる。



文化財講座の様子



加賀公園の桜

②活用の現状

加賀公園は、開園以来、憩いの場として広く地域住民の方々に親しまれている。公園内には桜が植樹されており、春には近隣の石神井川緑道と併せて花見の名所として有名で、区は「石神井川の桜並木」として「板橋十景」のひとつに選定している。特に例年3月中旬から4月中旬にかけては、夜間にぼんぼりの点灯によるライトアップが行われ、夜桜を見物する利用客でにぎわっている。

(2) 活用に関する課題

①史跡公開前の活用

当史跡は平成29年10月、国の史跡の指定を受けて以来、見学会等の講座を実施してきているが、史跡としての価値を一般に周知する機会が十分であるとは言い難い。今後はさらにシンポジウムや調査成果報告会、住民説明会などを企画、実施し、今後の史跡整備に向けた機運を高めていく必要がある。

②学校教育との連携

当史跡を永く後世に伝え活用していくためには、将来を担う子どもたちに史跡について学び、郷土の歴史に愛着を持ってもらうことが重要である。子どもたちを対象とした史跡ガイドブックの作成や学校への出前講座や社会科見学の受入など学習しやすいメニューの開発を含め、学校教育との連携が必要である。

③地域住民の方々との連携と周辺地域の活性化

史跡の適切な保存・活用には、地域住民の方々の史跡に対する理解が欠かせない。史跡を生涯学習の拠点として利用し、地域住民の方々が参加しやすい事業および仕組みづくりに取り組み、地域の活性化につなげていくなど、史跡への理解を深めるための活用方法を検討する必要がある。

3. 整備の現状と課題

(1) 整備の現状

一般公開されている加賀公園は昭和46年、国より用地の無償貸付を受け、区立公園として整備された。公園整備工事の際に、板橋火薬製造所時代の建造物が一部撤去され、造成工事により土地形状の変更がなされている。その後、昭和60年、平成20年と2度の大規模改修工事が行われ現在の姿となっているが、この際にも地形は改変を受けている。また平成13年には、東側の一部の土地が国から東京都下水道局へ移管された。旧野口研究所跡地と旧理化学研究所跡地は、現在はフェンスが設置され、出入口を施錠することで、人の出入りによる土地形状の損傷など、文化財として悪影響を及ぼす状況は生じておらず、適切な施設管理を実施している。

(2) 「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」における整備の基本的な考え方

平成28年、区は当地を都内で初めての近代化遺産を保存・活用する「史跡公園」として整備する方向性を決定した。平成29年には「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」を策定し、基本コンセプトを「板橋の歴史・文化・産業を体感し、多様な人々が憩い、語らう史跡公園」とし、憩う、学ぶ、創るという3つの基本方針を定めている。

(3) 整備に関する課題

①主として保存を目的とした整備の課題

本章1「保存管理の現状と課題」で示した通り、現存する歴史的建造物や遺構群については、それぞれ適切な保存方法を検討した上で、整備を実施する必要がある。

昨今は全国で大型の自然災害が発生しており、当地においても遺構等のき損が発生

する場合や、近年各地で散見される文化財のき損事件・事故等が発生する恐れもあることから、その際の適切な復旧措置と、文化財に危害が加えられない安全な公開環境の整備などを検討する必要がある。

②主として活用を目的とした整備の課題

・歴史的建造物の活用

現在、史跡指定地内に残る建物群は、日常的に利用しておらず、建造物本体を現状のまま保存している状態である。文化財建造物には日常的に利用しながら維持管理することで適切な状態が保たれるという傾向があるため、整備・公開後は、それぞれの建物が持っている機能・役割を尊重して保存する。加えて史跡公園の来園者に対して史跡に価値の理解を助けるガイダンス施設や体験型施設、休憩施設などの機能を追加する整備を行う必要がある。

・史跡指定地内の公園施設について

整備・公開後は、トイレやベンチなどの公園施設の設置が必要になるが、史跡の保存へ影響を与えない範囲で、設置位置、施工方法等を検討する必要がある。

・ユニバーサルデザイン等の課題

区民をはじめとする様々な方が、史跡を訪れ、親しむためには、史跡内の園路や建造物内部に関するユニバーサルデザインに配慮した検討が必要である。一方で、文化財的な価値を損なわないかたちでの整備が求められるため、両者の必要性に配慮し、バランスの取れた整備を検討することが重要となる。

4. 運営・体制の現状と課題

(1) 運営・体制の現状

現在は、区教育委員会事務局生涯学習課や産業経済部産業振興課、土木部みどりと公園課を中心に、政策経営部政策企画課、財政課、区民文化部地域振興課、産業経済部くらしと観光課、資源環境部環境政策課、都市整備部都市計画課、土木部管理課、区教育委員会事務局教育総務課など関係各課と連携をとりながら、史跡公園としての整備に向けた計画策定や日常管理等を実施している。

(2) 運営・体制に関する課題

史跡整備の目的には、文化財の保護はもちろん、社会教育、学校教育での利活用や地域振興、まちづくり、産業振興、観光振興といった様々な観点が含まれている。そ

うした目的の実現に向けては、史跡整備に係る区内各部局間との強固な相互連携が必要である。

また史跡が人々に愛され、守られていく上では、行政内部だけではなく、地域に根付いた存在となることが肝要である。そのためには、地域住民の方々や自治会、産業、商業、観光等の各団体、NPO 法人などの関係団体など、様々な関係者が連携し運営体制を構築する必要がある。

5. 史跡指定地外の現状と課題

(1) 現状

先述の通り、史跡指定地外である周辺地域にも、史跡の本質的価値に関連する諸要素（111～126頁参照）が点在する。このうち東京家政大学のキャンパス内に現存する「旧東京第二陸軍造兵廠建物群（東京家政大学構内）」（煉瓦造建造物・3棟）及び加賀西公園内に存在する「圧磨機圧輪記念碑」は、板橋区の文化財に指定・登録されている。また第2章3（5）「構成要素の現状」（49～147頁参照）において確認した通り、文化財の指定・登録は受けていないものの、「公益財団法人愛世会愛誠病院・シルバーピア」の敷地内では現在も火薬製造所時代の建造物が利用されており、また火薬製造所の境界地を表す「標柱」などが火薬製造所の旧敷地の周縁に現存している。

また史跡の指定地ではないが、史跡指定を南北に分ける形で石神井川が流れており、火薬製造所時代に大きな役割を果たしていたという歴史的経緯から、史跡の本質的価値のひとつを構成していると理解することができる。

こうした歴史的な価値に加えて、石神井川兩岸の緑道には多くの桜が植樹され整備されている遊歩道が区民の散策コースとなっており、良好な景観を形成している。

(2) 課題

①遺跡および歴史的建造物調査の実施

史跡指定地外の地域においても、火薬製造所に関する遺構や遺物が埋蔵する可能性があり、その範囲はおおよそ火薬製造所時代の旧敷地範囲から推測することができる。しかし、文化財保護法によって板橋区が掲載している周知の埋蔵文化財包蔵地は、中世以前の遺跡の分布を念頭に置いて設定しているため、火薬製造所の旧敷地範囲の全てが周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれているわけではなく、その範囲は限定的である。

こうした状況に鑑み、長期的な視点から、史跡指定地外においても、可能な限り火薬製造所時代の遺跡の調査を行い、文化財指定など保存に関する措置を講ずる必要がある。

史跡指定地外に現存する「公益財団法人愛世会愛誠病院・シルバーピア」の敷地内

に現存する歴史的建造物など私有地に位置している建造物等については、その価値を明らかにするために、所有者の協力を得ながら学術的な調査・研究を実施する必要がある。

なお追加指定に関する考え方に関しては、第6章の203頁において改めて示す。

②石神井川の活用

前述の通り、石神井川は史跡の価値を考える上で重要な要素である。しかし、戦後になり石神井川は大幅な改修が行われたことで、戦前までの景観はすでに失われており、石神井川と史跡との関係性は、一見希薄なものに捉えられ兼ねない状況にある。

よって、石神井川と当史跡の関係性を明示するための解説板の設置やガイダンス施設での説明など、その価値を顕在化させる工夫を講ずる必要がある。

③隣接地域に残る関係遺構・建造物との連携

隣接地域である北区十条地域一帯には、終戦まで東京第一陸軍造兵廠が置かれており、部分的に当時の遺構・建造物が現存している。また既述のとおり、志村地域および北区赤羽付近には、陸軍兵器廠板橋兵器補給廠が位置しており、これらは陸軍板橋火薬製造所を含め、明治期から軽便鉄道によって結ばれていたことに象徴されるように、一帯が巨大な軍工廠を構成していた。しかし、これらの大部分は戦後になって改変されており、文化財として保護されている建造物・遺構等は僅かである。

このような軍関連施設の広域的な立地関係をより良く理解するためには、当史跡の整備はもちろん、展覧会などのソフト事業を、北区をはじめとする近隣自治体と共同で企画するなど、隣接地域・自治体と連携し、地域横断的な事業展開を進めることが重要である。

第5章



基本方針

第5章のサイトマップ

< 大綱 “史跡の望ましい将来像” >

1. 保存管理の基本方針
2. 活用の基本方針
3. 整備の基本方針
4. 運営・体制の基本方針